第5回 長岡地域任意合併協議会

会議録

第5回長岡地域任意合併協議会会議録

- 1 会議を開催した日時及び場所
 - ・日 時 平成15年5月20日(火) 午後3時30分から
 - ・場 所 ホテルニューオータニ長岡
- 2 会議出席委員の氏名

森	民夫	久住 時男	馬場潤一郎	樋山 粂男
大野	勉	遠藤鐵四郎	長島 忠美	大橋 義治
二澤	和夫	山本 俊一	山谷 一郎	佐々木保男
熊倉	幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	長谷川 孝
小熊	正志	大地 正幸	伴内 勝栄	八木 庄英
平林	豊作	鈴木 正一	五十嵐亮一	今泉 實
石坂	敏雄	石黒 貞夫	野島 六司	大桃 健三
関	正史	高野 哲匹	樋口 章一	野田 幹男
田村	巖	朝日 由香	村上 雅紀	若杉 リツ
佐藤	織江	北村 公	池田 守明	高森 精二
鑓水	義慎	小林 民雄	小池 進	高野 徳義
酒井	利幸	平野 保雄	池島 寛	中沢 清
鈴木	隆三			

以上 49名

(欠席委員の氏名)

大矢 治雄 豊口 協

以上 2名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局(北谷)

委員の皆様にはお忙しいところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから 第5回長岡地域任意合併協議会を開催させていただきます。

私本日の進行を務めさせていただきます任意合併協議会事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長(森 民夫)

それでは、皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。 前回の協議会では、議会議員の特例など合併特例法による特例項目を協議いたしました。今回は、基本 的な事項のうち残りのすべてを協議させていただくことになっているようでございます。 4月の統一地 方選挙も行われまして、また新しい顔ぶれも見られるようでございますが、ひとつよろしくご審議のほ どお願いをしたいと思います。

今日の議題でございますけれども、地域自治組織につきましては国の地方制度調査会が中間報告を決定したようでございます。その中間報告の内容につきまして事務局から今日説明があるはずでございますが、この地域自治組織につきましては前回も意見がございましたように大変重要な議題でございますので、今日はできるだけ時間をかけまして議論ができればと、議論ができるように時間をとりたいというふうに考えている次第でございます。

それでは、時間もございませんので、早速でございますが、議事の方を進めさせていただきたいと思います。どうも本日も議事進行にご協力いただきますようによろしくお願い申し上げます。

事務局(北谷)

ありがとうございました。

本日の欠席は、三島町住民代表の大矢委員と、学識関係者の豊口委員の2名でございます。したがって、協議会委員51名中49名の出席をいただいておりますので、規約第6条第3項に基づきまして、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の議事に係ります資料のご確認をいただきたいと思います。事前に配付したもののほかに 追加配付したものがありますので、それぞれ必要なものがあるかどうかご確認をお願いします。

まず、事前の配付資料ですが、次第、それから議題でございます。そして、追加資料としましてあらかじめテーブルの上に報告(1)と(2)をお配りしてございます。また、参考までに協議会だよりの第4号もお配りしてございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約第6条第1項の規定によりまして、会長よりお願いいたします。

議長(森 民夫)

それでは、早速でございますが、これより議事に入りたいと思います。

まず、2、報告の(1)、協議会委員等の変更についてでございます。

これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局(北谷)

4月の統一地方選挙で長岡市、栃尾市、中之島町で改選が行われまして、議会代表の委員が交代されましたので、ご紹介申し上げます。新しく委員になられた方々を紹介いたしますので、紹介されました方は、大変お手数ですが、その場にご起立願います。

まず、長岡市議会代表の小熊委員でございます。

続きまして、栃尾市議会代表の平林委員でございます。

以上が新しく委員になられた方々でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

なお、栃尾市議会代表の鈴木委員、中之島町議会代表の五十嵐委員と、同じく中之島町議会代表の今 泉委員におかれましては、各市町村議会での役職はかわりましたが、引き続き協議会委員として在任し ていただくことになっております。詳しくは協議会委員名簿がありますので、ご確認をお願い申し上げ ます。

以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。新しく委員になられましたお二人には、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。報告(2)、第3回新市将来構想策定小委員会についてでございます。

これにつきまして報告を小委員会の副委員長の二澤委員から説明いただきたいと思いますので、よろ しくお願いします。

委員(二澤和夫)

本日豊口委員長が都合により欠席をされておられますので、私副委員長を仰せつかっております長岡市助役の二澤と申しますが、第3回の新市将来構想策定小委員会につきましてご報告をさせていただきたいというふうに思います。

前回の会議は、去る5月16日に開催をされまして、現在将来構想を作成するための調査の一環として 行っております7,000名の地域アンケート、まちづくりワークショップ並びに有識者によるヒアリングの 進捗状況について事務局から報告があり、その後意見交換を行いました。

まず、地域アンケートでございますが、最終的に7,000票中4,327票のご協力が得られ、回収率も61.8%と大変高率の回収率でございまして、住民の方々の関心の高さがうかがえた次第でございます。大変大勢の方々からアンケートにご協力をいただきましたことにつきまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

また、ワークショップの内容については、委員会の席でワークショップの3回の状況につきましてビ

デオを拝見いたしました。メンバーのやる気と熱気が伝わってくるとともに、和気あいあいとした雰囲気の中、8 市町村の住民が新市のことを真剣に話し合っておられる様子が大変よくわかりました。また、明日21日には最終のワークショップが開かれるというふうに伺っております。

有識者ヒアリングにつきましては、取材結果を内容別に取りまとめることになっておりますし、22日からは構成市町村長と議会代表の取材をさせていただくことになっております。意見交換では、8市町村が合併した場合の新市の将来イメージに関連し、郷土の歴史や文化に代表される地域の資源についてのご意見や、お互いに他の地域を尊重することが大切であるといったようなご意見が出されておりました。次回の小委員会の5月30日には調査関係の材料がほぼ出そろうことから、今後の委員会は新市のあるべき姿を多くの角度から検討いただくことになっております。

なお、資料につきましては事務局から説明を申し上げます。

以上でございます。

事務局(竹見)

合併協議会事務局の竹見と申します。私から説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

皆様方お手元の資料の右上に追加資料と書かれた報告(2)、第3回新市将来構想策定小委員会についてという資料をごらんください。まず、1番目の地域アンケート進捗状況についてご説明をいたします。1枚めくっていただきますと、まず1ページ目、地域アンケート調査概要ということで実施された概要を記載しております。

(1)、調査目的ですけど、地域の総意としての一般住民の意向を把握するものです。

調査方法は郵送調査ということで、住民基本台帳より無作為抽出法により調査票を直接対象者に郵送 しております。

(3)の対象者及びサンプル数でございますけれども、対象の市町村の居住の方々を対象としまして、有効回答数3,500を目標に7,000票を発送いたしました。各市町村別のサンプル配布数は、こちらの右側の表のとおりでございます。

それから、(4)の実施経過でございますけれども、ほぼ予定どおり進みまして、発送を4月16日に行いました。それから、2週間の記入期間を設けまして、投函期限を4月の30日に設定いたしました。なるべく多くの方々の意向を反映するために5月9日まで回収期間を延ばしました。

調査回収の結果は(5)のとおりでございまして、中間、5月1日ではこちらの3,278票ということで、回収率が46.8%と。最終は、先ほど副委員長の方からご説明がありましたように4,327票、61.8%というかなり高い回収率ということで、多くの方々のご協力が得られて非常によかったと思います。

次に、2ページ目をごらんください。こちらの資料は、5月1日の中間回収時3,278票の集計の状況です。こちらの票は、どのような方々がアンケートにお答えくださったかということを記載しております。 例えば居住市町村、それから勤務、通学先市町村、それから職業、就業形態、あるいは性別、それから 現在市町村居住年数とか、そういった形で記載されております。こちらで注目していただきたいのは、 右の下の二つ目、現在市町村居住年数なんですが、20年以上と30年以上の居住されている方々を合計し ますと、約76.9%の方々から20年以上の長岡地域に居住されている方々からご回答いただいたと。それ から、下の家族構成ですけども、親子3世代の方々から27.8%の方々からご回答をいただいているとい うことです。

次に、2番目のまちづくりワークショップ進捗状況についてご説明いたします。3ページ目をごらんください。まちづくりワークショップは、合併するとしたらこんな地域になってほしい、あるいは合併するとしたらどういう地域にしたいかということを参加者で考えていくものです。こちらの表にございますように総勢50名の方々から抽せんをしていただいて、7グループに分かれてご討議をしていただきました。このメンバーは、最初から最後までこちらのグループでずっとワークショップを進めてきたものです。開催状況は、こちらの表の右から2番目に書いてございます。全体会は、今まで3回行っていまして、明日が最終日ということになっております。このグループごとに自主的に、もし時間がない場合はグループごとに集まって開催をしているということで、各グループの自主性を重んじているという状況になっております。

次に、4ページ目をごらんください。こちらは、長岡地域まちづくりワークショップかわら版ということで、全体会を開催するごとにかわら版を発行しまして、メンバー同士の情報の共有化を図っております。こちらのかわら版は各市町村の方々にも送付しておりまして、各要所要所の公共施設の方に置いてあります。

こちらの表、かわら版の左の方ですが、ふりかえりシートということで、毎回メンバーの方からふりかえりシートを書いていただいて、例えばあなたが今日気づいたことはとか、今日うれしく思ったこと、 それから今日不満に思ったこと、今日言い残したこととか、そういったことを書いていただいて、こちらに載せてあります。

それから、グループごとの話し合いの結果の概要については真ん中の下の方に書いてございます。

あと、ワークショップの進め方なんですけれども、今回はこちらに書いてございますようにワークショップの進め方などを第1回目に参加者自身が決めて、それから開催日についても時間がなかったらグループごとに集まって開催して、最終日の発表に間に合わせるというような状況になっております。

続きまして、5ページ目ですが、こちらは第2回目のワークショップの模様です。中央の写真なんか ごらんいただきますと、非常に和気あいあいとした雰囲気が伝わってくるのではないかと思います。第 2回目では、各市町村の自慢話を中心にご討議されたというような状況で、レンコンを持ってきていた だく方もいらっしゃいまして、本当に和気あいあいとした雰囲気でした。

3番の、有識者ヒアリングの進捗状況についてご説明をいたします。こちらは、調査の対象者と取材 日時を記載しております。左から地域、それから有識者の方の氏名、それから有識者の方のプロフィー ル、そして取材日時ということで書いてございます。 上段の11名の方は地域の在住者ということで、各市町村からご推薦をいただいた有識者の方々です。こちらの11名の方々につきましてはもう既に実施させていただきまして、取りまとめの段階に入っております。それから、石積さんを初め4名の地域出身者の方で著名なご活躍をされている地域外に在住されている方々です。3名の方が終わっていまして、明後日、5月22日に林家こん平様からヒアリング取材をさせていただくというような状況になっております。取材項目につきましては、8市町村の現状とか、それから長岡地域の市町村合併について、合併に際して期待することとか、懸念すること、あと8市町村の個々のあり方について等を中心に個人的なご意見も含めて約1時間程度の取材をさせていただいたということです。今後先ほど副委員長からご説明がありましたように、内容別に取りまとめていくということになっております。

以上の調査項目につきましては5月30日までに取りまとめまして、小委員会の方にまとめてご報告する予定になっております。

以上です。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

ただいまの第3回新市将来構想策定小委員会についての説明につきまして何かご質問はございますで しょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、質問がないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

まず、議題(1)、合併に関する基本的な事項についてでございます。この合併に関する基本的な事項は全部で19項目あるわけですが、8項目残っておりますので、今回で一応の協議をすべて終了したいということでお願いいたします。8項目ございますので、二つに区切って協議をしてまいりたいと思います。

まず、財産の取り扱いから条例、規則等の取り扱いまでの四つの項目につきまして、資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務局(高橋)

協議会事務局の高橋でございます。

それでは、議題(1)、合併に関する基本的な事項についてをお出しください。恐縮ですが、座って 説明をいたします。

最初に、 、財産の取り扱いでございます。 3ページをお開きください。財産の取り扱いについての調整方針案でございます。財産はすべて新市に引き継ぐものとするとしております。これは、合併後の市町村の一体性の観点から、合併前の市町村が持っていた財産、具体的には土地、建物、債権、債務等となりますが、これらは新たな市に引き継ぐという考え方でございます。

1 枚おめくりいただきまして資料をお出しください。 A 3 の横長になっているものでございます。具体的に 8 市町村の財産の状況がどういう状況にあるかということを市町村別に項目別に整理をしたものでございます。なお、それぞれの市町村の表の一番下のところに開発公社借入残高、開発公社預金残高とございますが、これは厳密に言いますと市町村の財産の中には含まれないものですが、行政と密接に関係を持ちながら土地の購入、処分等をしている、そういう団体のものですので、参考までに載せてあるというものでございます。

次に、5ページをお開きください。 、特別職の身分の取り扱いでございます。調整方針案でございます。これは、合併後の市における特別職の取り扱いについての調整方針案でございますが、市長ほか特別職として、助役、収入役、教育長を置くとしております。これにつきましては制度上決められていることでございますが、厳密に言いますと教育長は制度上は一般職というような身分になりますが、行政にとって重要な位置を占める役職ということで今回ここに掲載をしてございます。それから、合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については合併関係市町村の長が別に協議して定めるものとするとしております。

1 枚おめくりください。6ページでございます。ここでは、現在8市町村において特別職がどういう 状況になっているかということを1番のところで整理をしております。

そして、2番でございます。合併の方式による特別職の取り扱いの違い、新設合併、編入合併という合併の方式によって、新設合併であれば当然全員役職者が失職し、新たな人を選ぶということになりますし、編入合併であれば編入する市町村の特別職はそのまま在任するという基本的な考え方を整理したものでございます。

その下の米印をごらんください。なぜ特別職について合併後に関係市町村の長が別に協議して定める必要があるかということですが、合併に関与した市町村の特別職が失職することにより、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、特別職を新市において当分の間、参与、顧問等の特別職として位置付ける事例があります。これは、必ずこうしなければならないということではないのですが、ここに記載してありますとおり合併後の事務の推進に支障が生じる場合を考慮して、こういったことが考えられるということです。

次の7ページをごらんください。既に合併をしたところの特別職の取り扱いの例が載っております。 ここに載っておりますいずれの市、町におきましても何らかの形で編入合併、新設合併ともに役職、特 別職を当分の間、別な特別職として処遇をするというようなことをやっております。

次に、8ページをごらんください。組織機構及び支所の取り扱いでございます。ここにつきましては、 後ほど議論をしていただきます地域自治組織との関連もあるわけですが、現時点で合併後の組織機構、 支所の取り扱いをどのようにするかというような考え方の中で整理をしたものでございます。調整方針 案でございます。合併時において住民サービスの低下をきたさないよう、行政の継続性を確保すること が重要である。したがって、現在機能している各市町村の現行組織を前提に、次のように組織機構の再 編を実施するものとする。 、旧市町村の庁舎を本庁又は支所として存続させ、管理機能の一部を本庁 に統合するとともに、支所は住民サービスを提供する総合行政機関として位置付ける。 、組織機構の 再編を段階的・計画的に実施する。

次に、9ページの資料をごらんください。ここでは、八つの市町村の現在の組織の状況を部、課、係 というような数でどのぐらいの組織の規模になっているのかをあらわしております。それぞれの市町村 によって組織機構のあり方はさまざまですので、結果としてこのような整理の仕方をしております。

次に、10ページをお開きください。 、条例、規則等の取り扱いでございます。調整方針案でございます。条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。現在分科会を中心にさまざまな協議項目の調整方針をつくっております。その調整方針の結果に基づいて条例、規則を整備していくという基本的な考え方を方針案としてまとめたものでございます。

次のページ、11ページをお開きください。ここでは、それぞれの市町村がそれでは条例、規則、要綱、 規程等をどのくらいの数を持っているかということを項目別にまとめたものでございます。 8 市町村の 個別のものとしてはこういう形になっております。

次のページ、12ページをお開きください。12ページの資料 2 、市町村合併に伴う例規整備についてでございますが、この3番です。今8市町村個別の条例、規則、要綱、規程等の数をまとめた表をお示ししたわけですが、トータルをしますと、今年の4月1日現在では条例が1,284件、規則が1,207件、要綱、規程等が1,640件ございます。これらを制度調整のぐあい、制度調整の結果等々を踏まえながら調整をしていくという作業がこれから発生してくるということでございます。

それから、1番につきましては新設合併、編入合併で、どういうような形で例規を整備していくかという考え方を示したものでございますので、最初のころの説明で既に終わっている項目でございます。

それから、2番としまして、例規整備の作業日数がございますが、これは目安としまして一般的に新設合併、編入合併の場合に、新設合併の方は期間が必要であるということでございます。

それから、4番、例規整備の作業内容につきましては、これは事務的に整理したものでございますので、大きく分けますと、この から のこういうような順番で整理をしていくというものでございます。

以上で前半の4項目の説明は終了いたします。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

それでは、まず財産の取り扱いでございますが、これにつきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。基本的には、財産はすべて新市に引き継ぐというのは常識的な話かなというふうに思いますので、特にご異論もないのかなと思いますが、よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、財産の取り扱いにつきましては、この調整方針案でいくということに決定をしたいと思います。

次に、特別職の身分の取り扱いでございますが、基本的に助役、収入役と教育長を置いて、そのほかに必要と思われる特別職は置くことができると、こういうことでございますが、これにつきましてご質問あるいはご意見はございますでしょうか。これにつきましては、また地域自治組織の話の決まり方によっては、また違った役職名というようなこともあり得るとは思いますが、特にその時点でまた議論をすればいい話かなという気がいたしますので、とりあえずこういうことでよろしゅうございますでしょうか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

そういうことで決定したいと思います。

それから、組織機構及び支所の取り扱いで、特に支所の取り扱いは地域自治組織と非常に密接な関連があるわけですが、とりあえずどういう形になるにしても旧市町村の庁舎を本庁、または支所として存続させると。そこでは、非常に生活に身近なことを取り扱うということは、とりあえず決めておいても矛盾はしないかなというふうに思いますが、これにつきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。いずれにしても、地域自治組織の話の結論によっては、また違ったことを議論しなければいけませんけれども、とりあえずこういう形で決めさせていただいてよろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

それから、条例、規則等の取り扱いでございますが、これの調整案を読んでいますと、よくわからないところがあるんですが、要はきちんと一つ一つの条例を突き合わせて、支障のないように整理をしていくと、こういうことを言っているんだと思いますが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。これもこういうことかなという気がいたしますが、よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、ご意見もないようでございますんで、条例、規則等の取り扱いもこの調整方針案でまいり たいと思います。

それでは次に、次の4項目、使用料、手数料等の取り扱い以下4項目につきまして事務局からまた説明お願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、説明いたします。13ページお開きください。 、使用料、手数料等の取り扱いについてで

ございます。調整方針案でございますが、使用料については、原則として現行のとおりとするが、同一又は類似する施設の使用料については、経過措置により段階的に調整するものとするとしております。ここで言っております使用料についてですが、いわゆる体育館等のスポーツ施設、それから文化施設、公民館など施設の使用料が主なものとなっております。それぞれの市町村で算定根拠を持っているものですので、基本的にはそれを生かしていきたいという考え方でございます。ただ、全く同じような施設の使用料について極端な差があるものは、経過措置により調整をしていきたいという考え方のものでございます。

次に、2番でございます。手数料については、住民の一体性の確保や負担の公平性を考慮し、合併時に統一するよう努めるものとする。ここで言っております手数料は、代表的なものとしまして、例えば戸籍であるとか、住民票であるとか、税の証明手数料などが該当してまいります。したがいまして、手数料取る場所がどこであるかによって差があるということは好ましくないわけです。したがいまして、合併時にできるだけ統一をするよう努めるという考え方のものでございます。

次の14ページでございますが、ここでは既に合併をした市がどういうような形で使用料、手数料の取り扱いを整理したかということが書いてございますが、ほぼ私どもの調整方針案と同じような内容の整理になっております。

次に、15ページをお開きください。 、公共的団体等の取り扱いでございます。調整方針案でございます。新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとするとしております。

次の16ページに説明資料がございます。ここで公共的団体とはどういう団体かということが1番のところに書いてありますが、かなりの数がございますんで、すべてを列記するわけにはいきませんが、代表的なものとしまして、例えば農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、それから社会福祉協議会、赤十字社、シルバー人材センター、医師会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等がございます。いわゆる公共的な活動を営むものはすべて含まれるという考え方でございます。

それから、その次に、先ほどの法の趣旨に沿った調整に努めるものとするという調整方針案お話ししたわけですが、法としてどういうような決め方をしておるかといいますと、地方自治法の中ではいわゆる公共的団体を指揮監督できるというような規定がございます。それから、今回の合併特例法の中でも合併後の一体性の速やかな確立に資するため、公共的団体については統合整備を図るよう努めなければならないという努力規定がございます。これらを受けて調整方針案を取りまとめたものでございます。ただ、あくまでもそれぞれの団体の今までの経緯、実情等があるわけですので、それを調整方針案の中に盛り込んだということでございます。

17ページをお開きください。それでは、既に合併をした他の市がどういうような形で公共的な団体の取り扱いを行ったかということを取りまとめて書いてございます。これにつきましても、ほぼ私どもの

調整方針案と同じような方針案で取りまとめはされております。

次に、18ページでございます。 、各種団体への補助金、交付金の取り扱いでございます。調整方針案でございます。各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から、新市において調整を図るものとするとしております。

次の19ページをお開きください。ここでも既に合併をしたところがどういうような考え方で補助金、 交付金の取り扱いをしたかということがまとめてございます。私どもの考え方と基本的に同じ考え方に なりますが、やはり補助金、交付金をそれぞれの市町村で支出しているということは、それぞれの団体 に対してのいろんな経緯、実情等があって支出をしているわけでございます。したがって、それらを一 律に無視して調整するということはできないわけですが、合併をするわけですので、その事業目的であ るとか、効果をもう一度見直しをしたいという考え方でございます。その上で公共的なもの、それから 有効性、公平性の観点、これらの観点を入れながら調整をしたいというものでございます。

それから、最後でございます。20ページ、 、慣行の取り扱いでございます。調整方針案でございますが、原則として、各市町村の地域特性を十分尊重しながら調整を行うものとしております。

次のページ、21ページをお開きください。A3の横長のものでございます。慣行と申しましても、さまざまなものがございまして、今この表で想定しておりますのは市町村章、市町村のマーク、それから市町村の憲章、それから宣言、それから市町村の花、木、それから市町村の歌、名誉市町村民というような整理の仕方をしております。いずれもそれぞれの市町村の固有の、またさまざまな経過があってできているものですので、それらのことを尊重しながら調整をしていく必要があるという考え方で整理をしております。

基本的な事項については以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。項目によっては、率直な印象として、結局何も決めていないと同じような 文章もありますが、ちょっとこういうことを私から言ってもあれだけど、今までの合併の事例を見ると、 こういう抽象的な表現で決めておいて、あとは十分に話し合って決めていくというのが実態だというこ となんでしょうね。

事務局(高橋)

はい。協議会では基本的な方向を決めていただいて、詳細の部分は事務的にある程度調整をし、どう しても協議会の場で個別にこの部分はというのがあれば、もちろん協議会の場にお諮りするということ になります。

議長(森 民夫)

例えば最後の慣行の名誉市町村民とか、そういうのを法定の合併協議会の場でぎりぎり決めるという ことは余りやらないで、今おっしゃったみたいな方針だけ決めておいて、それは十分協議しながら、事 前にという場合もあるけども、事後的に決める場合もあるというのもいいわけでしょう。

事務局(高橋)

そうです。特にこの慣行の部分につきましては、書いてありますとおり各市町村の地域特性を十分に 尊重しながら調整を行うという基本的な考え方でございますので、この表現でご理解をいただきたいと 思います。

議長(森 民夫)

聞いておられる方が、なんだ、これじゃ何も決めていないんじゃないかというふうに思われるのがちょっと心配だったんで、老婆心ながら申し上げたわけですが、例えば今のことで言えば、地域の実情を十分に考慮してというところに意味があるというふうに思っていただければいいんじゃないでしょうか。それでは、具体的な項目について協議に入りたいと思います。

使用料と手数料等の取り扱いについてでございますが、これにつきましてご質問なりご意見はございますでしょうか。これは、比較的はっきりした方針が書かれているようでございます。使用料については段階的に調整をする。それから、手数料についてできるだけ合併時に統一をすると、こういうことのようでございますが、この基本的な考え方につきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

ちょっと私、済みません、議長がしゃべってばかりでしようがないんだけど、一つだけ質問ですが、 手数料はできるだけ統一すると書かれていますが、この8市町村の中で金額的に非常に大きくて大幅に 違うようなものってございますか、わからなきゃわからないでいいですけど。

事務局(高橋)

いや、ないと思っております。

議長(森 民夫)

大体例えば住民票幾らとか、そういうことですから、数百円の単位でもって構成するのかなと思いま すけども、そんなことですか。

事務局(高橋)

そうです。

議長(森 民夫)

わかりました。

よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

じゃ、そういう基本的な方針で、具体的には事務的に決めていくということになるというふうに思います。

それから次に、公共的団体等の取り扱いでございますが、これはいろんな団体の合併とも関連する話で、少し大きな話かと思いますが、これにつきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

委員(伴内勝栄)

見附市の伴内でございますけども、今会長が言われましたようにいろいろな団体があるわけでございますけれども、例えば農業協同組合等については、皆さん方のところでもそうだと思いますが、合併されて間もないところもあるわけでございますけれども、十分尊重しながらというような云々とあるわけですけれども、法定協に入ってからこの各種団体にこちらの方で呼びかけをされるのか、任意協のうちに合併したならばこうなりますよとか、いろいろな呼びかけが必要だと思うんですけれども、その辺はどういうお考えであられるか。また、参考までに既に合併をされて、農協もその合併市に統一された経緯等についておわかりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

議長(森 民夫)

今のご質問についてどうでしょう。

事務局(高橋)

個別に農協につきましてほかのところの状況を調べたものはございませんけども、通常ですと、合併協議が行政側で進むことによって、行政から強制的にそれぞれの団体に合併しなさいという働きかけはしていないと思っております。ただ、行政の合併協議が進むにつれまして、自主的にそれぞれの団体が合併の協議を行っているというのが一般的なケースだろうと思っております。例えば現在であれば社会福祉協議会、それからシルバー人材センター等がそれぞれの8市町村の中で既に集まって合併協議を進めております。このように例えば社会福祉協議会のようにそれぞれの市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの、こういったものはどうしても合併を行政側とあわせてしていく必要があるわけですが、それ以外のものにつきましては基本的にはそれぞれの団体の自主的な判断をまずは待ちたいと思っております。ただ、住民生活に影響するような団体がばらばらなことによって住民生活に物すごく影響するようなものがあれば、当然協議会の中から働きかけをしていく必要があると思っております。

事務局(北谷)

済みません、補足をさせていただきますが、各種公共的団体についてはもちろんそれぞれの団体の自主性を尊重するという基本的なスタンスは堅持してまいります。それで、先ほど伴内委員の方からご質問が出ましたが、その働きかけ、法定なのか、任意なのかというご質問もありましたけれども、そういうタイミングにはとらわれなくて、私どもの方から随時意見交換をして、行政の合併の現状はこうであるということで意見交換をもって、先方様の自主的な判断もあわせて検討していきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長(森 民夫)

ちょっとよろしいですか。この事務局の説明が十分おわかりいただけていないんじゃないかと思うんですが、老婆心ながら私から言うと、この調整方針案の文章というのはほかの合併でもこれ大体使っているわけでしょう。ここで書かれていることは、もっとわかりやすく言えば、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分に尊重するということは、実情等を十分に尊重するということは、基本的には公共的団体の取り扱いについてはそれぞれの団体が決めることだということを言外に言っているように思うし、ただ法の趣旨に沿った調整にとどめるというのは市民生活に直結するようなものとか、本来法律に基づいて一つの市に一つでなければならないものについては統一するようにするんだという、その方針を今議論しているわけでしょう。だから、基本的には公共的団体の取り扱いについては、基本は各公共的団体の自由なんですよというふうに言った方が話がわかると思うけど、そこまで言えないのかな。合併するからといって、公共的団体だからといって、合併したら必ず一緒にならなきゃならないもんじゃないということをここで言っているんじゃないかと僕は思ったんだけども、違いますか。

事務局(高橋)

必ず一緒になる必要はないというのはそのとおりなんですが、新しい市として一体性を確保するということが大前提であるという考え方がまた一方にございますので、その部分が法の趣旨に沿った調整に努めるものとするというような表現になっているということでございます。

議長(森 民夫)

だけど、例えばそのとき具体的にどんな団体があり得るの。

事務局(高橋)

済みません、今のご質問は。

議長(森 民夫)

できるだけ一緒にした方がいい団体とかといって、こちらから働きかけなきゃならない団体というの は具体的にどんな団体があるの。

事務局(高橋)

先ほど申しましたけども、例えば社会福祉協議会......

議長(森 民夫)

例えばじゃなくて、そりゃ大事なことだから、これとこれとこれと言わないとおかしいんじゃないかな。

事務局(高橋)

そこまでのすべての整理はまだついておりません。

議長(森 民夫)

いや、だって必ず一緒にならなきゃならない団体なんて、そんな多いわけないでしょう。必ず一緒に しなきゃならないように努める団体はこれとこれと言えるようになっていないと、ちょっとまず いんじゃないか。

事務局(高橋)

それでは、申し上げますが、法令で規定されているもので統合しなければならないものは、まず社会 福祉協議会、今申したものでございます。それから、シルバー人材センター、それから民生児童委員会 の協議会、以上三つでございます。

議長(森 民夫)

わかりました。そういうことだそうです。だから、基本的にはその三つについては統一するように努めますが、そのほかについてどうするかについては、逆に言えばこの中で意見を交換しながら統一した方がいいというものについては働きかけていくことになるわけですけれども、少なくとも任意の協議会や法定の段階でこれとこれは一緒にしようというふうに積極的に働きかけるということは私はないんでないかと思うけども、それは次回までにちょっと事務方ではっきりさせてもらおうと思います。

どうぞ。

委員(伴内勝栄)

ちょっと地域自治に時間が食い込んで恐縮ですけども、今お話しになった3団体については割に一緒になりやすい事務所的なものを持っているわけですけど、農協の関係は不動産が随分あるわけですから、それらについてまた裂き状態になるわけですので、例えばカントリーエレベーター等々について、あれは動かすことはできないわけですから、それをどこへ移動するんだというようなことをやっぱりあらかじめ合併問題のときに、農協さんにもそういうことがあり得ることぐらいはやっぱり発送をする必要があるんじゃないかと思う気がしますけども、今事務局のお話を聞いておりますと、それは勝手にやってくれと、こういうように聞こえるわけですが、それではちょっと親切さが足らないのではないかと思いますが、どんなもんでしょうか。

事務局(高橋)

済みません、先ほどの説明で言葉が足りなかったのかもしれませんけども、あくまで、先ほど会長のご発言ございましたけれども、強制的に行政側が合併をしろという趣旨のものではありませんので、先ほど具体的に申し上げました社会福祉協議会等以外のものについてはそういう趣旨ではございませんので、今委員ご指摘のカントリーエレベーターを初めいろんな財産の問題等もありますので、簡単にはいきません。ですから、私どもの行政側の枠に係る合併の現状などもお話をしつつ、向こうのご意見、あるいは向こうとしてのご判断を仰ぎながら一緒にそこは検討していくべきものだと、そういうふうに思っております。

議長(森 民夫)

今もしご意見いただくとすれば、具体的なこういう団体については新市ができたら合併させるべきだというご意見か、あるいはこちらから強制的でなくて、勧めるようなこともすべきでない、むしろ各団体の自由にすべきだと、こういう団体については。そういうご意見があったら伺いたいんですが。それ以外は、基本的には各団体の自主的な判断になるような私は気がするんですが、皆さんの方で、いや、

合併するんだから、一緒にしないと効率が悪いというような団体がもし今浮かべば、この場で言っておいていただいた方がいいかと思います。あるいは、合併させちゃいけないと。何か今ここで議論をしておくべきものはございますか。仮に将来この団体について合併するように少し働きかけた方がいいんじゃないかというところが出てきたとしても、それはあくまで働きかけですから、決定権は各団体にあるというのは間違いないんでございますから、それでこういう調整案のような非常にあいまいな表現になっているような気がいたします。そうしますと、特に今この場でもって、特定の団体について今ここで決めておくべきだというのはなくて、それぞれ団体の地域の実情とか実績に応じてやると。基本的には各団体にお任せするし、行政側としてはお勧めするぐらいにとどめるという、決定権は各団体にあるということがこれの真意だと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

わかりました。じゃ、公共的団体等の取り扱いにつきましてはこの調整方針案、非常にあいまいな表現で、それがかえって誤解を招いているところがあるような気がいたしますが、こういうことでまいりたいと思います。

次に、各種団体への補助金、交付金の取り扱いでございますが、この表現も非常にわかりにくいかも しれませんが、先ほどの説明では要するにもう一度見直す、ふるいにかけるだけはふるいにかけると、 こういうことのようでございますが、これにつきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい。

委員(平野保雄)

小国町の平野でございます。商工会のことについて少しばかりお伺いしたいと思います。

この地区には、長岡商工会議所の会議所が一つと九つの商工会がございます。商工会となりますと、小規模事業者が多くて非常に厳しい状態でございますけれど、この目的の一つに地域振興ということがございます。そして、各地域においてお祭りとか、イベントとか、また文化的行事を商工会が主催でやっているところが非常に多いんじゃないかと思っております。したがいまして、商工会もこのような市町村合併が進みますと、自主的に広域連携なり、または合併なりの話は進みますけれど、その間の幾らかのタイムラグがあると思います。その間補助金等は、今までのままでいていただきたい、または今まで以上にしていただきたいということのお願いでございます。これは、黒埼町が新潟市に合併するときにそのような条件がはっきりついていて、もう合併して3年くらいになりますか、そのままでいるようでございます。したがいまして、この中にその事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点からとございますけれど、この中に地域特性というのを入れていただければ非常にありがたいと思うんですが、どんなもんでしょう。

議長(森 民夫)

ほかに今のご意見に関しましてご意見ございますでしょうか、どうでしょうか。今具体的に地域特性

ということをここに入れたらどうかというご意見出ましたが、何かご意見ございませんか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、積極的なご意見として地域特性というのが出ましたけれども、ここの公共的必要性、有効性、公平性の並びの中に地域特性というのを入れるということにつきまして、事務方、何かございますか。

事務局(高橋)

いえ、特に。

議長(森 民夫)

それでは、今ご提案の一つで特に反対意見もないようでございますので、そういう文言を入れたらど うかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

じゃ、ご提案どおり入れさせていただきます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、これにつきましては地域特性という文字をひとつ入れ込むということで、修正ということで取り扱いたいと思います。

最後は慣行の取り扱いでございますが、これにつきまして特にご意見、ご質問ございますでしょうか。 実質的には、この協議会と別の場で調整を今後していくというのがこれの調整方針案の意味だと思いま すが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よ ろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、慣行の取り扱いについてはこの調整方針案の文言どおりに進めたいというふうに思います。 以上で合併に関する基本的な事項についてはすべて終了をいたしました。

それでは、(2)の地域自治組織についてに移りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、説明いたします。

地域自治組織につきましては、資料としまして22ページに図を二つつけてありますが、この説明に入ります前に少し経過を説明させていただきます。前回の協議会で地域自治組織についての議論があった

わけですが、その時点で国の方で中間報告がまだ出ていない状態で、それが間もなく出るので、その状況を見ようというお話がありました。それで、その辺の動きなんですが、4月30日に地方制度調査会が今後の地方自治制度のあり方についての中間報告をいたしました。その中間報告が5月の6日に首相に提出をされたということでございます。それから、中間報告の状況を見ますと、あくまでもこれは中間報告なわけですが、最終的には今年の11月に最終答申の予定だということでございます。それから、その最終答申されたものがどういう取り扱いになるかということなんですが、平成16年の通常国会、1月招集というふうに考えられておりますが、その通常国会に新しい法改正の案を出すというような予定でございます。そういうふうな前提に立ちまして説明させていただきたいと思っております。なお、説明の中で検討するという表現が何回か出てまいりますが、これは中間報告の中でそのような表現を使っている部分でして、恐らくは11月の最終答申の中では決まっていく部分を現時点では検討するというふうな表現であらわしたものだというふうに考えております。

それでは、中間報告の説明をいたしますが、この図の中で基礎的自治体という言葉が一番最初のところに出てまいります。合併市町村(基礎的自治体)というふうにしてありますが、この基礎的自治体の考え方なんですが、中間報告の中では基礎的自治体は住民に最も身近な総合的な行政主体として国や都道府県との適切な役割分担のもとに自立性の高い行政主体となる必要があり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものであるというような表現がございます。簡単に言いますと、市町村ということになるわけですが、ということで説明させていただきます。中間報告の中では、どういうものが基礎的自治体に必要かという銀点で、まず自治体経営の観点を挙げております。それとともに、住民自治の観点が重要であるというような表現をしております。それと、この住民自治を強化するために地域自治組織を基礎的自治体の判断に応じて設置することができるというような表現をしております。それから、これは最終的には合併の有無にかかわりなく、一般制度として必要な地域に任意に設置できるというようなことを考えているようでございます。ただ、この中間報告の今の段階では、当面合併後の市町村において合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する道を開くというような表現になっております。

それでは、資料の方の表の説明に入ります。まず、両方の図に共通する部分ですが、この地域自治組織は当該区域に住所を有する者が当然にその構成員となるということをまず言っております。

さらに、 、左側の方でございますが、行政区的なタイプと、 、右側の方でございます。特別地方 公共団体とするタイプこの2つどちらかを選択できるという表現をしております。まず、事務等の考え方 でございますが、基礎的自治体の組織の一部として事務を分掌するというようなことを言っております。 つまり基礎的自治体の支所とダブるような形での事務の分掌を想定しているものと考えられます。

それから、機関でございますが、機関としましては地域自治組織の長と諮問機関、ここでは具体的に 地域審議会というような表現になっております。機関としましては、地域自治組織の長と地域審議会と するということでございます。それから、この地域自治組織には事務局を置くことができるということ で、図の中では地域自治組織の長の下に事務局というふうに書いてございます。それから、地域自治組織の長は基礎的自治体、つまり市町村の長が選任する。この場合に、あらかじめ地域自治組織の地域審議会の意見を聞くことや当該基礎的自治体の議会の同意を得ることも検討する必要がある、この部分はまだ確定していない部分でございますということです。それから、地域審議会の委員は公選、公選というのはいわゆる選挙でございます。公選または住民総会による選出を可能とすることも検討するということでございます。これがの行政区タイプでございます。

次に、右側の方の特別地方公共団体とするタイプでございます。ここでの事務の考え方は、基礎的自 治体の事務で法令により処理が義務づけられていないもののうち当該地域自治組織の区域に係る地域共 同的な事務を処理する。つまり法律によって市の仕事というふうに定められているもの以外の部分で、 それぞれの区域に固有の事務を処理するというような表現になっております。

それから、地域自治組織の機関でございますが、基礎的自治体の補助機関、つまり市の補助機関としての地位を兼ねることができるとし、この場合には法令により基礎的自治体が処理することが義務づけられている事務も地域自治組織が処理することができる、こういったことも検討していくという考え方でございます。したがいまして、この特別地方公共団体のタイプは法人格を持つような形になりますので、そのことに当たっては都道府県知事の認可を必要とするなど都道府県知事が所要の関与を行うことを検討するということでございます。それから、機関でございますが、地域自治組織の議決機関の構成員は公選、ここでも選挙ということでございます。なお、住民総会による選出を可能とすることも検討していくとしております。さらに、地域自治組織の執行機関は当該地域自治組織の議決機関の互選、議決機関のメンバーの中から互選で選ぶというような考え方、または基礎的自治体の長による選任、つまり市長が選任をするというような考え方、これらを中心に検討していくということになっております。さらに、この自治組織には事務局を置くことができると。その場合にその事務局の職員は基礎的自治体、つまり市町村、市ということになりますが、市からの派遣の職員、またはその市の職員が兼務することを原則とし、必要な場合には臨時の職員を採用できることとするとしております。

それから、行政運営していくためには財源が必要になるわけですけども、財源につきましてはこの地域自治組織は基礎的自治体の事務の一部を処理するものであることから、その財源は当該基礎的自治体からの財源移転によることを原則とする。つまり地域自治組織で行う行政事務についてはその上にある基礎的自治体、市から財源は出すということを言っております。ただし、法人格はあるものの、この地域自治組織には課税権、税金を課税して徴収する権利、それから地方債の発行は認めないこととし、地方交付税につきましてもあくまでも基礎的自治体について算定し、交付をするとしております。ただ、ここの部分につきましてはなお書きがございまして、地域自治組織が財源移転による財源に見合う事務以上の事務を実施する場合には住民から何らかの負担を求めることができることとする、こういったことも検討をしていくということになっております。

それから、最後でございますが、これは両方について言えることですが、いずれのタイプにおいても

法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるような制度とする必要があるとしております。

説明については以上でございます。中間報告ですので、検討するという部分が少し不透明な部分もありましたが、できるだけ中間報告に沿って説明をさせていただきました。

以上です。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

少し私からポイントの補足説明をさせていただきますと、どういう事務を地方自治組織が行うかということについては、先ほどの話がありましたけれども、法律に基づいて市町村が処理する事務以外のものについて基本的には地域自治組織にお任せするというスタンスになっている案のようです。ですから、そこはどんな事務を地方自治組織で行うかについて国の方で今後も決めるつもりはない。これは各市町村が現場で決めてください、そういうのが国のスタンスのようです。議長が違ったことを言っていたら後で訂正して。私の聞いている範囲で言えば。ですから、今事務方から説明をしたのはその仕組みだけ説明しているわけです。ですから、聞いている皆さんから見ると、何だ、これはと、こういう感じをお持ちになるかもしれませんが、国のスタンスは基本的にはそういうことだということです。ちょっとディテールになると非常に私もあいまいになるんですが、それがまず一つのポイントです。

それで、今地方自治組織といったものは二つあって、基本的にどこが大きく違うかというと、片方は法人格を持つ本格的なものであって、法人格を持って議会を有するような、そういう本格的な地方自治組織で、もう一つはそこまでいかない、法人格を持たずにその市の組織の一部として行う地方自治組織だという、その二つがあって、その選択も各市町村でお任せしますと、こういうスタンスになっております。その辺がポイントでございますから、今の説明でいくと、一体地域自治組織が何を任せているのかさっぱりわからないで、具体的なことはさっぱりわからないとお思いになるかもしれませんが、国の中間報告は仕組みだけ言っているということをご理解いただいた上で地域自治組織、これにつきましては法律改正が先ほど言いましたように必要なようで、ちょうど平成16年の国会にかけるとなりますと、恐らく来年の今ごろに成立しているんではないかと思いますけど、そういうタイミングで国は準備をしているということをご理解いただければというふうに思います。

それでは、この地域自治組織につきましてご意見、ご質問がありましたらばお受けをしたいと思います。活発な議論をお願いいたします。

どうぞ。

委員(野田幹男)

小国町の野田と申します。ただいまの地域自治組織の の議決機関、公選による(住民総会による選出を可能とすることも検討)、これは中間答申でありますから、まだ答えにくいかわかりませんけれども、この内容からいくと、ここ議決機関となっておるんですが、議会があって、また議決機関というこ

とになると、ちょっとこれがどの程度のやはり重みのある議決機関になるのか、この辺、事務局はまだ おわかりになりませんか。

事務局(高橋)

今おっしゃるとおり、まだ中間答申の段階ですので、具体的なものは何も出ていないわけでございます。ただ、総務省の方と直接やりとりをしますと、やはりその部分が一番どこまでの権限を持たせるか、その場合に全体としてそれぞれの地域の議会をどういうような立場で調整をするのか、そこが一番法改正においても大変だというようなことを国の方も言っております。したがいまして、どこまでの権限を地域の議会に持たせるかということについては、まだ全く国の方としても具体的なものは考えていないと、そういう状況でございます。

議長(森 民夫)

ちょっとまた言い過ぎるかもしんないけど、ただ地域自治組織に任せる事務についてはその地域自治 組織の議決機関で議決するということじゃないの、単純に言えば。

事務局(高橋)

具体的に話がないという意味であって、基本的に恐らくはそういうことになるだろうと思っています。 法律的な整理からいきますと、特別地方公共団体になるわけですので、これは法律の中で具体的な権能 を定めるということになるはずです。ただ、具体的に定める権能の部分が全く国の方では出てきていな いということであって、総論としては議長の、会長の言うとおりだと思っております。

議長(森 民夫)

ですから、具体的にはどういうことを地方自治組織が業務内容とするかについては、これは間違いなく条例で決めることになると思うんです。例えば教育行政とか、そんな大ざっぱじゃないでしょうが、 具体的に決めていく。その決められた業務についてはこの議決機関で議決するというような、大まかに 言えばそういう仕組みではないかと思われます。

委員(野田幹男)

中間答申ですから、断定的なことはまだどなたも言えないと思うんですが、この辺がいささかいかが なもんかなという気がしたもんですから。

議長(森 民夫)

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい。

委員(八木庄英)

見附の八木でございます。この地域自治組織の問題につきましては、大変重要な問題であると認識しておるわけでございます。と申しますのは、議員の身分であるとか、あるいは特別職の身分、そしてまた今ほどありました慣行の問題につきましても、これを抜きにしては語れない問題じゃなかろうかと思いますので、並行しながら合併の新設、編入等々を並行しながらこの地域自治組織の問題を検討する必

要があるんじゃなかろうかと考えるわけでございます。それで、前回のときも私が言いましたように、やはり長岡方式を取り入れながら緩やかな合併をしていったらいかがなもんかなと、こう思っているところでございますので、できれば専門委員会なり小委員会等でもって深く検討する必要があるんじゃなかろうかというふうな考えを持っているわけでございますので、その辺に対する議長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長(森 民夫)

これにつきましては、やはり研究をして、いろいろまだわからない点もありますし、それぞれの市町村の思惑も違うと思いますから、今後ちょっと検討しなければいけないという点では全く同感でございますが、ただ議長が考え言う前に、今ちょっと積極的なご意見が出たわけですが、皆さん方のご感想でも結構でございますし、今日決めようということでありませんから、ぜひ積極的にご意見を言っていただきたいと思います。

委員(鑓水義慎)

越路町住民代表の鑓水でございます。今意見が出ましたけれども、地域自治組織についての協議が行われておりましたけれども、組織規模及び支所の扱いや継続審議となっていた地域審議会とも密接な関係がありますので、非常に重要な問題と考えております。しかし、今この場でこういった意見も出ておりましたけれども、51人全員で協議してもなかなか意見がまとまらないのではないかと、かように思いますので、この件については今議長さんが言われたように研究会等のようなものをつくっていただいて、考えてみていただいてはどうかというふうに思っています。ついては、行政のトップである8人の首長さんにはいろいろな考え方もおありだかというふうに思いますので、首長さんから中心のメンバーとなっていただいて、長岡地域8市町村の個性がそれぞれ生かされるような地域自治組織を検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長(森 民夫)

研究会の提案が二つございました。それはもっともなことだとは思うんですが、そうはいいましても全く研究組織に全部任せましても、任された方は相当大変な重荷をしょうことになるわけでございますから、これを基本的にどういう方向に持っていくかというようなことについては、できるだけこの協議会でご議論いただいた方がいいと私は思っていまして、そういう意味で全部委員会の方に投げずに意見をぜひ、まだあと45分ございますから、前向きも後ろ向きも含めて意見を言っていただきたいというふうに思います。

どうぞ、越路町長さん。

委員(大野勉)

越路町でございます。越路町ばかり連続していると、何かあるんではないかと思われますが、ようやくこの自治組織という問題を取り上げていただきましてありがとうございました。私どもこれどっかへ消え去ったんではないかと思っていたんですが、活字になってあらわれましたので、大変安心をしてい

るところでございますが、私はこの自治組織のあり方ということは合併の基本的な根幹であるというふうに考えておりますので、先ほど鑓水委員からもお話ありましたように8市町村の首長さんもこの大切な部分にひとつ参加をして研究できるような、そんな組織づくりを設置していただければ大変ありがたい、こう思っています。この自治組織の問題は非常に多くの問題に間接、また直接的に関係のある部分でございますんで、今日は皆さんからたくさん意見を出していただいた中で、そういう研究機関を設置いただければ大変ありがたい、こう思いますんで、よろしくお願いいたします。

議長(森 民夫)

研究機関の設置というのは、これはそういう方向かなというふうに私も思うんですが、その前にこういうある程度の自治を認める合併ということについて、この協議会で皆さんそろっているわけでございますから、その方向性についていろいろ忌憚のないご意見を伺いたいというふうに思います。どういうふうにまとめるかが先に出てきますと、なかなか意見が進みませんので、それは最後のまとめのところということで、まだ45分ございますんで、時間十分ございます。それぞれのご感想でもご質問でも結構でございますから。

はい。

委員(今泉 實)

この地域自治組織、これは一番当初から任協の中で合併をすると、あるいはそれをしないにしろ、つまり新設とか、編入とかというときに、いわゆる30万構想のもとでこのまんま進むというと、話は肥大化するけれども、大きくなり過ぎて末端地域が俗な言葉で言うと面倒見てもらえないんではないかと、こういうことの中でいろいろと越路の町長さんだとか、あるいはまた異口同音に何らかの形で地域自治というものの構想が出てきたのであります。そういう意味で、ただいま事務局から報告ありましたように、地方自治制度の調査会で今やっておられるものが発表されたわけでありますが、これは余りにもかたくて難し過ぎると、こう思うんです。だから、この8市町村が末端、津々浦々まで声が届くような自治組織にしていただければありがたいと、こんなふうに感じるものであります。よろしくお願いいたします。

議長(森 民夫)

恐らく今のご意見は私よくわかりまして、非常に専門的な説明で、なかなかすっと理解できないところもあるんではないかと思います。ですから、この総務省の中間報告についてということでなくて、そういう国の方もこういう指針を出している状況の中で、我々の合併に関しましてそういう自治をある程度生かしていく方向に行くのか、あるいはやっぱり合併という本来の目的からすれば、そうではなくてできるだけ一つになる方向を目指すかというような基本的なことについて、ぜひご意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。余りこれのディテールにとらわれずに、もっと基本的なざっくりとしたご意見があればぜひお願いしたいのと、あるいは総務省の地方制度調査会の中間報告についての質問でも結構でございますが、どなたでもぜひ手を挙げてご自由にご発言いただきたいと思います。

はい。

委員(小池 進)

きちんとした意見を述べればいいんでしょうけど、感想を述べさせていただけませんか。

議長(森 民夫)

感想で結構です。

委員(小池 進)

私どもの三島町でございますが、ビジョン策定委員会というのを43名ほどでやっておりまして、この問題が先日出てまいりました。そこで少し話し合いをしたんですけれども、この地方制度調査会の2案というのは本当にこれまでやってきた合併の趣旨に合うのかどうかという大きな問題が提起されました。いわゆる市町村合併というのは、そのメリットの一つに行政経費の節約によって少ない経費で住民サービスをよくしよう、これが基本的な考え方ではないかということであります。そういう立場から考えると、どうも2案は今までのこれから各町村合併をやろうという市町村をそのまま残すような、これ果たして行政経費といいますか、そういうものを節約することは可能なのか、こういう疑問が出てまいりました。

紹介しておきますけれども、それからいろんな話が出てまいりまして、私どもの地域生活は確かにこ れからは自分たちで考え、自分たちで決めるということが地方分権の基盤になっていくだろうと、これ は当然なことなんですが、非常に抽象的な言い方ですけれども。ところが、例えば公民館活動にしても、 あるいは福祉活動にしても、それは法令によって決められていない活動を地域のいわゆるコミュニティ 一活動としてやっていくことは可能だと思うわけですが、それにしてもある程度の専門性が必要でござ いまして、私どもの町はわずか8,000人足らずの町でございますから、そういう人材といいましょうか、 そういうものを求めてもなかなか求められない状況がございますし、そうなりますと何もわからない。 しかも、行政任せだった住民の今までの姿勢というのは、急に任せられても何やっているかわかんない じゃないかと。そこで、コミュニティー活動という、その基礎にして、これから町づくり、あるいは村 づくりをしていくならば、やっぱり今の行政組織を大事にしながら徐々に変えていく。それこそ緩やか な改革といいましょうか、合併にしていったらいいだろう。それには、やはり住民の意識変革といいま しょうか、みずから進んで村の、あるいは町の政治に関心を持って一緒に考え、自分たちでやっていく と、こういう意欲的な変革を必要とするんじゃないだろうか。それまでどれぐらいかかるのかわかりま せんけど、そういった意味で10年間ぐらいの期限でやっぱり地域審議会のようなものを設置して、その 中にこれまでのいろんな組織があるわけです。例えば区長会とか、あるいは長岡市あたりでは町内会長 会でしょうか、連合町内会というようなこともあるんじゃないかと思いますが、私どもの方は17の区が ございまして、その区の中にそれぞれ町内会もございますし、町内会のない小さなところもございます が、そういう区長会を一つのこれからの地域自治組織の中に生かしていけないだろうかというようなこ とを考えているわけなんです。

だから、はっきりしたことがまとまりませんけれども、これから各市町村ごとに地域審議会を設けられたら、そこで地域振興基金というようなものも設置されるだろうと思いますし、あるいは財政的な支援を受けながらコミュニティー事業を進める中で人材育成して、徐々にそれこそ新しい地域自治組織を樹立していきたいと、こういう考え方をしているんですが、これはこの前話し合った一端でございますので、ご紹介しておきたいと思います。特に中には、非常に地方制度のやり方では新しい市になって一体感なんていうのは生まれるのかどうかということも大変心配されていた方もございまして、そういう一体感の醸成や効率化を求めるなら、こういう2番目のような組織ではだめなんじゃないかという考え方をしているわけです。

以上です。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

はい。

委員(平野保雄)

小国町の平野でございます。地域の自治組織、これは地域の特性をこれから生かしていかなかったらいけない、これがなくなってはいけないという趣旨で設けられているものでしょうから、ハードの事業部分は中央でやっても、ソフトの事業、どちらかといえば紙の、建物や何かにならない部分、ソフト部分をこの地域審議会ないしは決議機関でやったらいいんじゃないか、その辺はっきり分けておいた方がいいんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長(森 民夫)

具体的なご意見で、ありがとうございました。

じゃ、お隣の。

委員(野田 幹男)

議員の数が少ない人口のところの町村はまるっきり少なくなるわけですから、皆無に等しいような状況になる危険性、可能性もあるわけですから、私は本当にこの地域、旧村単位のやはり毛細血管、言うならば。こういう皆さんの声を声として、ひとつまとめて新しい新市の上に上げていくと。これぜひ必要だと思いますから、何人かの皆さんが賛意を表しておりますが、ただ私ソフトだとか、そういう部分はそれとして、さらにもう少し旧市町村単位の声をきちっと形あるものにしてお願いをしたい、ぜひこの組織を立ち上げていただきたい、そういうふうに考えております。

議長(森 民夫)

わかりました。ありがとうございました。

どうぞ。

委員(関 正史)

山古志の関でございます。ただいまいろんな意見出ておりますように、山古志も非常に独特な地域でございます。その声が通らないという心配が非常に住民の中にもあるわけですので、ぜひこれは何らかの形の組織は必要であると、そんなふうに議会でも話しております。ただ、今こういった二つのタイプの中間報告を聞いたわけですけども、これはそれこそ、じゃ実際形としてどうなるのかなというふうなところが具体的にわからない部分がいっぱい過ぎると。その中で、これあえて形にこだわらなくても、末端の声が届く、その地域、伝統文化その他もろもろの活動がうまくいけるというような、ある意味では長岡方式の地方自治組織をつくっていってもいいんではないかと、そんなふうに、その辺は個人的な感想でもありますけども、そう思っております。ぜひそんな中で、先ほども言いました首長さん中心の小委員会といいますか、研究会をつくって十分検討していただきたいと思うところであります。

議長(森 民夫)

どうぞ。

委員(五十嵐亮一)

中之島の五十嵐でございますが、この地域自治組織は1案にしても、2案にしても、いずれかを選択するかは別にしても大変重要だろうと思っておりますが、しかし中間報告といえばこんなもんかわかりませんが、具体的なところが何もないということは、大体いつごろになったらこれの具体的な話が聞けるのか。来年の通常国会が終わってからになるのかどうなのか。その辺のめどとしてはどういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長(森 民夫)

来年の通常国会にかけるということは、国会に提出する必要があるわけですから、恐らくこれはわかりませんけれども、年内ぐらいには国としても案をきちんと固めることになるだろうと思います。ただ、
先ほど言いましたように仕組みだけですから、どういう事務を地方自治組織にやらせるかということは
基本的に各市町村にお任せするというスタンスなもんですから、これが余り具体的に肉づけされて、中
身がわかるようにはならないと思うんです。この仕組みの案は、年内か来年早々には固まってくるだろうと、こういう感じで見ております。

何かいろいろご意見出ておりますけども、ほかに何か手法、例えば地方自治組織が賛成であればこんなことをやりたいとか、そういう提案でも結構でありますし。

どうぞ。

委員(高森精二)

中之島住民代表、高森でございます。先ほど三島町の住民代表、小池さんからお話があったのに近いんでございますが、地域の末端の声を反映するといいましょうか、つかむといいましょうか、非常に大事なことでございますが、例えば2案でいった場合、議決機関があるということで、せっかく30万都市ということで大きなスケールメリットといいましょうか、そういうものを出したいという中でいった場合、果たしてどうかという懸念を持っているわけでございまして、住民代表といいましょうか、一般の

住民の方の感覚でございますけれども、やっぱり声は少ないんですけれども、私は非常に敏感に物事を受けとめているというふうに思っております。やっぱり今回の合併の構想に対しまして、住民が直接かかわる問題について何をやってくれるのかなと、どういうことをやってくれるのかなということにやはり大きなウエートがあろうと。形そのものというより、やはり何か大きくなったことによって、自分たちの自慢と言うと語弊ありますけれども、何かやはり大きなことをやってもらいたい。例えば今特区の問題が申請されました。新潟県内でも何カ所か出ておりますし、合併したならば多くの皆さんの知恵を集めて、そういう特区が果たして長岡で、例えば私らの思いますのは農業関係で何か知恵を集めて、いい考え方をしてもらいたいという思いもございます。そんなことで、この小池さんの話に私は基本的には近いんでございますけれども、まず地域審議会ぐらいのところで押さえた方がいかがかなというふうに思っております。今回の一連の流れの中で、住民の声を聞くということでアンケートもとり、ワークショップもやり、住民の声を聞くという方針で来ておられます。非常に結構なことでございますが、一般の多くの皆さんの住民が何を考えているか、そこのところをやはり基本的に考えていくべきじゃなかろうかなというふうに思っています。

以上です。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

どうぞ。

委員(大地正幸)

長岡の大地ですが、地方制度調査会が突如としてこういう屋上屋のような発想を出してきたもんですから、大変わかりにくくなったのかなというふうに思っております。私ども長岡市議会でも大船渡市に地域審議会の状況を視察に行ってまいりました。その中でいろいろな意見交換させていただいたわけですけれども、審議会そのものがあればほぼ満足じゃないのかなというふうな印象を受けて帰ってきたわけですけれども、余り強いやはり権限を持ってしまいますと、それによって、じゃ合併は一体何であったのかということを改めてまた再検討しなきゃいけなくなるかな、そういう感じがします。先ほどから話が出ておりましたように、各旧市町村の庁舎であったところは支所あるいは本庁というふうになって、そこである程度地域審議会とあわせて地域住民の意向を集約できるというふうな構想は当初から想定されていたわけですので、余り行政の法定権限以外の事務ですけれども、そんなに多くあるのかな。それから、そんなに多く想像できて、そんなに多く活発化した論議がスタート段階でできるかなというふうなことも考え合わせてみますと、私はやはり地域審議会、この1案の方で考えていく方がいいんではないか。国の方がまだはっきりこの結論についても出していないし、これが出てきたときには時間切れになってしまうんじゃないか。国は、17年3月31日までというふうな時間を限っておきながら、大変困難な問題を片一方で提起してきている。その実態は、今のところまだよくわかっていない。来年の我々が決定しなきゃならない時期を超えてこういう問題をということは、17年3月31日に間に合わないんじゃ

ないかという懸念すら持つわけで、そういった思いもありますので、この辺についてはやはり緩やかな 合併方式としても、これは地域審議会への権限を採用して、そしてそこで活発な論議をしていただいて、 積み残し、取り残しのないような形をとっていくのが妥当じゃないかというふうに考えます。

以上です。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

委員(北村 公)

栃尾の北村でございます。基本的には、審議会を設けるというのは私個人としては賛成であります。 先般見附市長様が出された意見書でございますけども、この件について私はこれを出されたことについ てちょっとお聞きしたいというふうに思いまして、これに関連してくることだと思いますので、ひとつ よろしくお願いいたします。

議長(森 民夫)

じゃ、そういうことでよろしいですか。

委員(久住時男)

はい。

議長(森 民夫)

どうぞ。

委員(久住時男)

地域自治を政府に対して提案といいますか、そういうところに一因かかわりましたんで、その経過と、 ちょっと今いろんなご意見に対して多少私コメントということでさせていただきます。

地域自治というところを取り出したときに、やっぱり合併論議をするときに、要するにメリット、デメリットがある。そのデメリットの大きいのはやはり周辺地区、それからそういうところがやはり中身、金太郎あめみたいな形の統一的、個性とか、そういうものが失われるという議論が非常に多くて、これが今回のアンケートを見ても、ほとんどその意見が中心に出ているんだろうと思います。そのために、まず当然メリットというのは今言われたように一体感とかコストというのがあります。そして、デメリットの中には今言ったように周辺部の要するに自分たちの地域が個性を残していけるのかという形になる。両方同時というのが一番ベストだけれども、優先順位としては、まずデメリットを少なくする。すなわち、心配なものを第一に、まず緩やかに、これは今の論議に入れる中には二つの緩やかがあるような気がします。私の緩やかは、多分越路町長もそうなんでしょうけども、緩やかなというのは今の地域自治という、今ある現在のものをできるだけ残しながら暫定的にコスト低減と統一感に持っていくという流れの方が合併としては非常にいい方向になる。まず第一に、メリットの方、コストを安くする、一

体感をすると。じゃ、今ある個性というのがすぐに変わってしまうのかという心配に対する私ども何ら 説得する材料がない。そのためにも、まず地域自治という仕組みをぜひつくってほしいというのをお願 いしたんです。

そのことで、これは永久にそのまま残るか、または過渡的か、これは各地域の方で考えればいいことでありますが、第一最初については私どもとしては地域自治、今のある地域の中で本来は中央でやるということで決めるべきもの、今言ったスケールメリット、これは新しい議会で中央で決めればいい。そして、各地域地域、地域のお祭り、地域の産業、地域の観光、そこはその地域の方である程度決めるという形の分権というふうにしていく。そういう方がこの地域の個性を残して、かつスケールメリットという、合併のスケールを生かす両方の道だろうというふうに考えて提案した次第なんです。それで、私としては多分その提案をした人は1番、2番かといえば、2番の方に近い考え方で提案をさせてもらったというのが考え方でございます。これができたら長岡方式という形で、これからこのあたりを含めて、要するに中央で決めるもの、それから要するに各地域自治というのができれば、その地域自治で決めるものというのは、これから長岡の中で論議をしながら一つの方向ができるような研究会になればありがたいかなというふうに今は思っています。個人的な考えですけども、このあたりでよろしいでしょうか。

委員(北村 公)

はい。

議長(森 民夫)

まだいま少し時間ございますが、ほかにご意見ございますでしょうか。

今までのご意見をまとめるわけにもいきませんけれども、全体見ますと、幾つかの決めていかなきゃならないことがあるようであります。一つは、今の見附市長のお話の中にも出てまいりましたが、緩やかな合併という考え方でございます。これは、一つは時間軸ということがあると思うんです。ですから、いずれは一緒になっていくんだけれども、当分の間は何か地域の自治を認める。これを緩やかというふうに考えるか、ずっと未来永劫そういう自治組織でいくかというあたりは、一つの考え方に決めていかなきゃならない点ではないかと思います。

それから、もう一つは地域自治の認め方の方式に三つぐらい分かれていると思うんです。地域審議会方式でいいじゃないか、地域審議会プラス今度の案の の行政区的なタイプ、地域審議会プラスアルファ、それで の議会まで、議決権まであるようなタイプと、その三つについてはいろいろ意見が分かれているところだとは思うんですが、今までのところ緩やかなというあたりは余り対立していないんではないかという感じを私は持っておりますけれども、その地域審議会から議決権ある議会を有するようなものまでかなり幅がありますから、その点についてはどんなお考えでしょうか。ぜひこれ今日話まとめるというのは、ちょっとそれは無理だと思いますから、あと10分程度ご自由なご発言待ちたいと思いますが。

どうぞ。

委員(石坂敏雄)

越路の石坂でございますが、今いろいろ皆さんの意見をご拝聴しまして、私も今会長が言われた三つの中のどれか一つは選ばなければならないというふうに考えているわけでございますが、私は地域自治組織をやはり立ち上げていかなければならないという考えでありまして、ここに出ています 、 選択するとなりますと、 を私は選択したいというふうに思っております。といいますのは、この30万都市になったときに、 について余りにも自治権に重きを置きますと、いろいろなやはり問題は抱えなければならないというふうに思っているわけでございます。といいますのは、やはり一つの例をとりますと、一つは長岡、仮に30万都市があって、その下にまた小さな議会を設けて、それぞれの自治体でそういうものに取り組むというようになったときに、やはり金は多くかかるし、それがうまくいけばいいですけれども、なかなかそこに一つの大きな私は問題があろうかというふうに思っておりますので、先ほどから言われている緩やかな合併の中で、 的な考え方で何とか議論していかれないもんかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、非常に重要な問題が今日突然出たような面もございまして、ここで意見をまとめると言われましても私としてもちょっとまとめにくうございますんで、今後のまとめ方の意見としてやはりどういう方式で、どういう内容まで地方自治組織にやっていくかという、その肉づけがないと、なかなか議論が進まない面もあろうかと思いますので、内容につきましてはまた次回に議論を持ち越させていただきまして、どなたかのご意見がございましたけれども、合併方式とか名称というのは基本的事項とも密接にかかわる話でございますので、次回につきましてはその合併方式も含めて自治をどう取り扱うということを中心にもう一回議論をするということにしたいと思います。

その一方で、まとめ方について具体的な提案がございましたので、市町村長も入れた形で中身を検討する、やはりそういう検討会を設置したらどうかというご意見もございましたんで、それにつきましてもちょっと事務方で検討していただきまして、また幹事会等でもんでいただきまして、次回までにそういう案を出していただくということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

次回もう一遍また白熱した議論の中である程度やはり方向性は、私としてはもう時間ございませんので、次回あたりに出したいという気持ちがしておりますので、次回までにまたよくお考えいただきまし

て、場合によったら個別にディスカッションもしていただきながらまとめる方向にいきたいと思いますんで、よろしくお願いを申し上げます。それでは、議題2につきましてはこれで終わりにしたいと思います。

次に、その他でございますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局(高橋)

はい、連絡事項が1点ございます。

次回の協議会の日程についてでございます。開催日につきましては、6月9日、月曜日に決定させていただきたいと考えております。開催時間でございますが、遅い時間になって恐縮ですが、午後6時からとさせていただきたいと考えております。場所は、長岡グランドホテルを予定しております。なお、開催案内につきましては、議題等が決定後改めてご送付をさせていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上です。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたように、議論を積み重ねて重要な事項をある程度方向性が出せるようにひとつご協力お願いをしたいと思います。 6月9日までは20日ほどしか時間ございませんが、その間各自皆さんもいろいろご勉強いただきましてよろしくお願いをしたいと思います。

皆様方には、会議運営に大変ご協力いただきましてまことにありがとうございました。感謝を申し上 げまして、本日の会議を閉会させていただきます。

なお、事務局からこの後の記者会見につきまして連絡させていただきます。

事務局(高橋)

この後、少し用を足していただいた後に、すぐに記者会見をしたいと考えております。記者会見の会場は、この同じ2階になります。柏という会場になります。各市町村長、それから各市町村の議長さんからご出席いただくことにしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(散会 午後5時20分)